



2023年12月28日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機  
代表者名 代表取締役社長 小塚 英一郎  
(コード番号 7719 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理担当 伊集院 功  
(TEL. 050-3529-6502)

### 当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2023年4月21日付「改善計画の策定方針に関するお知らせ」にて、2023年3月3日付の第三者委員会の調査報告書を踏まえた役員等の民事・刑事上の責任追及に向けた法的分析業務を法律事務所に委任し当該分析結果を基に厳正に対処する旨お知らせしておりましたが、今般、下記のとおり、当社の元取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起しましたので、お知らせいたします。

なお、本訴訟の提起については、会社法第386条第1項の規定により監査役が当社を代表することになります。

#### 記

1. 本訴訟を提起した裁判所および年月日  
横浜地方裁判所 2023年12月28日
2. 本訴訟を提起した者（原告）
  - ①名称：株東京衡機
  - ②本所在地：神奈川県相模原市緑区三井315番地
  - ③訴訟における代表者：常勤監査役 渡辺 樹一
3. 本訴訟を提起した相手方（被告）
  - ①当社元専務取締役（商事事業担当）・株東京衡機エンジニアリング元代表取締役社長 A1
  - ②当社前々代表取締役社長 A2
  - ③当社前代表取締役社長 A3

※氏名の表記は、2023年3月3日に公表した第三者委員会の調査報告書の表記にしております。

#### 4. 本訴訟の内容および損害賠償請求の金額

##### (1) 訴訟の内容

有価証券報告書等の重要な事項の虚偽記載に関する会社法423条1項に基づく損害賠償請求

##### (2) 請求金額

2億2,021万8,962円

上記金額は、第三者委員会調査費用、訂正監査費用、上場契約違約金および課徴金を合計したものです。

A1に対しては、重要な事項に虚偽記載のある全ての有価証券報告書等の作成・提出に関与し得た者として全額を請求いたします。代表取締役としての注意義務に違反する任務懈怠があったA2およびA3に対しては、第三者委員会調査費用、訂正監査費用および上場契約違約金については有価証券報告書等の特定の虚偽記載との関連性が問えるものではないため、全額を請求

いたしますが、課徴金については特定の有価証券報告書等との関連性が明確であるため、それぞれの代表取締役就任時期に応じた金額を請求いたします。

#### 5. 本訴訟の提起に至った経緯等

当社は、上記の役員等の責任追及に向けた法的分析業務を委任した法律事務所（顧問法律事務所とは別の単あすか法律事務所）より、当社からの諮問事項に対する調査および検討結果の報告を受け、当社の有する証拠の状況等を踏まえ、2023年10月13日開催の取締役会において責任追及に係る方針を決定し、訴訟に関する費用等の見積りを依頼いたしました。その後、その見積りを確認したうえで、2023年11月10日開催の取締役会で当該法律事務所に元取締役に対する損害賠償請求訴訟について委任し、2023年12月21日の臨時株主総会の後の取締役会において訴状のドラフトを確認し、当該ドラフトの内容に沿って訴訟を提起することを承認し、本日の訴訟提起に至りました。

本訴訟の被告とした A1 は、商事事業担当取締役として当社の提出した重要な事項に虚偽記載のある全ての有価証券報告書等の作成・提出に関与し得た者です。取締役は業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督を職務とする取締役会の構成員であり、善良な管理者の注意をもって法令を遵守し、会社のために忠実に職務を行う義務を負っています。A1 は、法令に従い、商事事業の内容を適切に把握し、一般に公正妥当と認められるところに従って、有価証券報告書等に反映させる義務を負っておりましたが、国内商事取引の一部が金融取引であり、それ以外の国内商事取引は全て介入取引であることを認識し、または少なくとも通常行うべき調査により認識することができたにも関わらずこれを怠り、商事事業の内容を正しく有価証券報告書等に反映させることなく、漫然と重要事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等を作成・提出させたものであることから、取締役としての注意義務に違反する任務懈怠があったと判断いたしました。

本訴訟の被告とした A2 は、2018年5月31日から2022年2月8日までの間、当社の代表取締役であり、かつ内部統制委員会の委員長に就任した者で、代表取締役および内部統制委員会の委員長として、当社が有価証券報告書等を作成・提出するに際しては、法令に従い、業務全般が適正に遂行されているかを監視・統括し、一般に公正妥当と認められるところに従って、有価証券報告書等を作成・提出する義務を負っておりましたが、国内商事取引の一部が金融取引であり、それ以外の国内商事取引は全て介入取引であることを認識し、または少なくとも取締役会その他の場を通じて認識することができたにも関わらずこれを怠り、商事事業の内容を正しく反映させた有価証券報告書等を作成することなく、漫然と代表取締役として重要事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したものであることから、代表取締役としての注意義務に違反する任務懈怠があったと判断いたしました。

本訴訟の被告とした A3 は、2022年2月8日から2023年3月20日までの間、当社告の代表取締役であり、かつ内部統制委員会の委員長の地位にあった者で、A2 と同様に、国内商事取引の一部が金融取引であり、それ以外の国内商事取引は全て介入取引であることを認識し、または少なくとも取締役会その他の場を通じて認識することができたにも関わらずこれを怠り、商事事業の内容を正しく反映させた有価証券報告書等を作成することなく、漫然と代表取締役として重要事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したものであることから、代表取締役としての注意義務に違反する任務懈怠があったと判断いたしました。

## 6. 今後の見通し

本訴訟につきましては、当社の業績に与える影響を含め、今後の進捗に応じて開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様には多大なご心配をおかけしておりますが、今回の会計不祥事に係る元取締役の責任を厳しく追及することは、当社がコンプライアンス強化に真剣に取り組む姿勢を対外的に示すとともに、上場会社としてコンプライアンスを重視する企業風土を醸成していくために不可欠なことであると判断しております。

当社は、本訴訟を含め、特設注意市場銘柄の指定解除に向けて、引き続きグループの役職員一丸となって改善計画を実行してまいりますので、今後ともご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上